

# 大山町子ども・子育て支援事業計画



2015 (平成27) 年 3 月  
鳥取県大山町

# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨と背景

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	教育・保育提供区域の設定	1
4	計画の期間	2
5	大山町人口動向及び将来人口推計	2
6	教育・保育・子育てに関するアンケート結果	4
7	保育の量の見込み	1 3

## 第2章 計画の基本理念と基本的視点

1	基本理念	1 5
2	基本視点	1 6
(1)	子どもの健やかな成長をめざす取り組み	1 6
(2)	子育てがしやすい環境整備	1 7
(3)	地域みんなで進める子育て	1 8

## 第3章 各分野における具体的な取り組み

1	子育てに関わる事業	1 9
2	地域における子育ての支援	2 3
(1)	子育て支援サービスの充実と子どもの健全育成	2 3
(2)	保育サービスの充実	2 3
(3)	家庭・地域の再生	2 4
3	母性並びに乳幼児及び幼児等の健康の確保及び増進	
(1)	妊産婦・乳幼児とその家族への切れ目のない支援と保健対策	2 4
(2)	食育の推進	2 5
(3)	リスクのある家庭への支援	2 6
(4)	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	2 6
(5)	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	2 6
4	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
(1)	子どもの権利に関する理解の推進	2 7
(2)	人間関係づくりの推進	2 7

(3)	学校教育の充実と確かな学力の向上	28
(4)	信頼される学校づくり	28
(5)	幼児教育の充実	28
(6)	体験活動を通じた豊かな心の育成	29
(7)	若者の自立とたくましい子どもの育成	29
(8)	健康に生きるための健やかな体の育成	30
(9)	未来の親となるための教育の推進	30
(10)	家庭教育への支援の充実	31
(11)	家庭や地域の教育力の向上	31
(12)	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	31
5	子どもを支援する生活環境の整備	
(1)	良質な住宅と良好な住居環境の確保	32
(2)	安全な道路環境の整備	32
(3)	安心して外出できる環境の整備	32
6	職業生活と家庭生活との両立の推進等	
(1)	子育てと働き方、社会参加などについての意識改革の推進	33
(2)	子育てと仕事の両立支援	34
(3)	子育てと仕事の両立のための保育サービスの充実	34
7	出会いから結婚・妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援	35
8	子どもの安全の確保	35
(1)	保育所・学校における子どもの安全確保	35
(2)	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	36
(3)	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	37
(4)	被害にあった子どもの保護の推進	37
9	要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進	37
(1)	児童虐待防止対策の充実	37
(2)	DV（ドメスティックバイオレンス）防止と被害の保護	38
(3)	障がいのある児童への施策の充実等	38
(4)	障がいのある方への子育て支援	39

## 第4章 計画の進行管理

1	計画の推進主体と連携の強化	40
2	計画の推進の推進管理	40

# 第1章 計画策定の趣旨と背景

## 1 計画策定の趣旨

現在、わが国では急速な少子化が進んでいます。急速な少子化は、労働力人口の減少や社会経済の活力低下、現役世代への社会保障負担の増加など、様々な影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした少子高齢化が進行していくなか、次世代の社会を担う子どもたちの健やかな育成を支える、計画的な取り組みを推進するため「次世代育成支援対策推進法」が2003（平成15）年に策定されました。

本町においても2005（平成17）年8月に「大山町次世代育成支援行動計画」（前期計画）2010（平成22）年に後期計画を作策定し、子どもの成長と子育てを地域全体で支援する体制を構築してきました。

一方、全国的には急速な少子化が進む中で、地域とのつながりの希薄化や核家族化といった家族構成の変化など、子育て家庭を取りまく環境の変化によって、子育ての不安や孤立感が高まっています。また、共働き家庭も増加傾向にあり、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

こうした状況から、国においては社会全体で子ども・子育てを支援するという新しい支え合いの仕組みを構築するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。

新制度では、各市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、具体的な取り組みを進めることが義務付けられています。

これらをふまえて、大山町では新たな事業計画の策定にあたって、妊娠・出産から育児まで、切れ目のない総合的な次世代育成支援を行うため「次世代育成支援行動計画」を継承するとともに「子ども・子育て支援事業計画」と合わせ、子育てを取り巻く総合的な計画として策定します。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、子育て支援法の基本理念を踏まえ、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」及び「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を図ることを目的に策定するものです。

併せて、事業計画に定める施策が、次世代育成支援とも密接に関連することから「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」として位置づけ、子育て支援に関する今後の取り組みの方向を示す計画とします。

## 3 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づく、大山町教育・保育提供区域は、全町1区域とします。

#### 4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画とします。

なおこの間にも、社会情勢や町民ニーズの変化に柔軟に対応するため、随時、必要な見直しをおこないます。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
子ども・子育て支援事業計画				

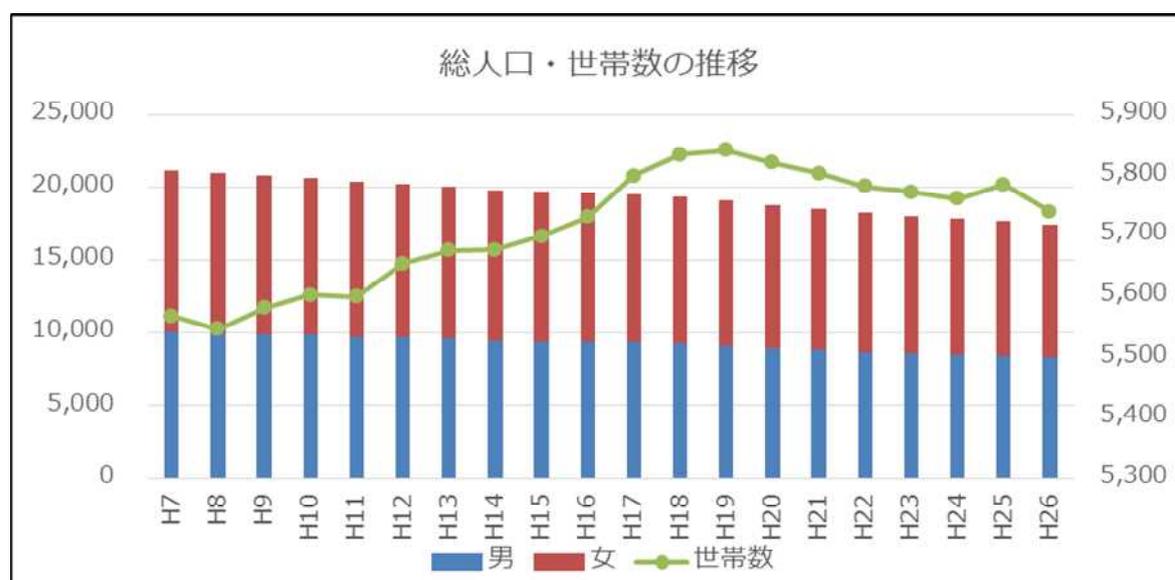
#### 5 大山町人口動向及び将来人口推計

##### ■平成7年度から平成26年度までの人口・世帯数の推移

ここで使用している数値は、「人口動態調査（市区町村別）」の住民基本台帳人口・世帯数を活用し、合併前の平成16年以前の数値は、旧大山町、旧名和町、旧中山町を合算した数値を使用しています。（平成26年度のみ1月1日現在数値。その他の年度は3月31日数値。）

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
人口	21,188	20,969	20,806	20,682	20,422	20,237	20,050	19,811	19,672	19,591
男	10,030	9,949	9,882	9,843	9,724	9,666	9,580	9,481	9,396	9,379
女	11,158	11,020	10,924	10,839	10,698	10,571	10,470	10,330	10,276	10,212
世帯数	5,567	5,546	5,581	5,602	5,599	5,654	5,675	5,676	5,699	5,731

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人口	19,521	19,368	19,098	18,810	18,557	18,253	18,005	17,818	17,655	17,408
男	9,328	9,259	9,127	8,976	8,846	8,704	8,608	8,521	8,425	8,324
女	10,193	10,109	9,971	9,834	9,711	9,549	9,397	9,297	9,230	9,084
世帯数	5,799	5,834	5,841	5,821	5,803	5,782	5,773	5,761	5,785	5,740



平成7年度から平成26年度の20年間では、男性、女性とも人口が増加した年はありませんでした。

この20年間で大山町の人口は、男性1,706人、女性2,074人、合計3,780人減少しました。しかし世帯数は、人口減少が進んでいるにもかかわらず、平成8年度から平成19年度までは増加傾向にあり大山町では平成8年頃から核家族化が進んだと推測されます。

#### 大山町の将来人口推計

この人口推計は、国勢調査から得られた市町村別の男女5歳階級別人口を基準とし、国立社会保障・人口問題研究所の将来設計人口ファイルを活用して推計したものです。

ただし、合計特殊出生率については、大山町の平成21年度から平成25年度の数値を平均した「1.33」で試算しました。

なお、平成22年度（2010年）以前の数値は、人口動態の数値を使用しています。

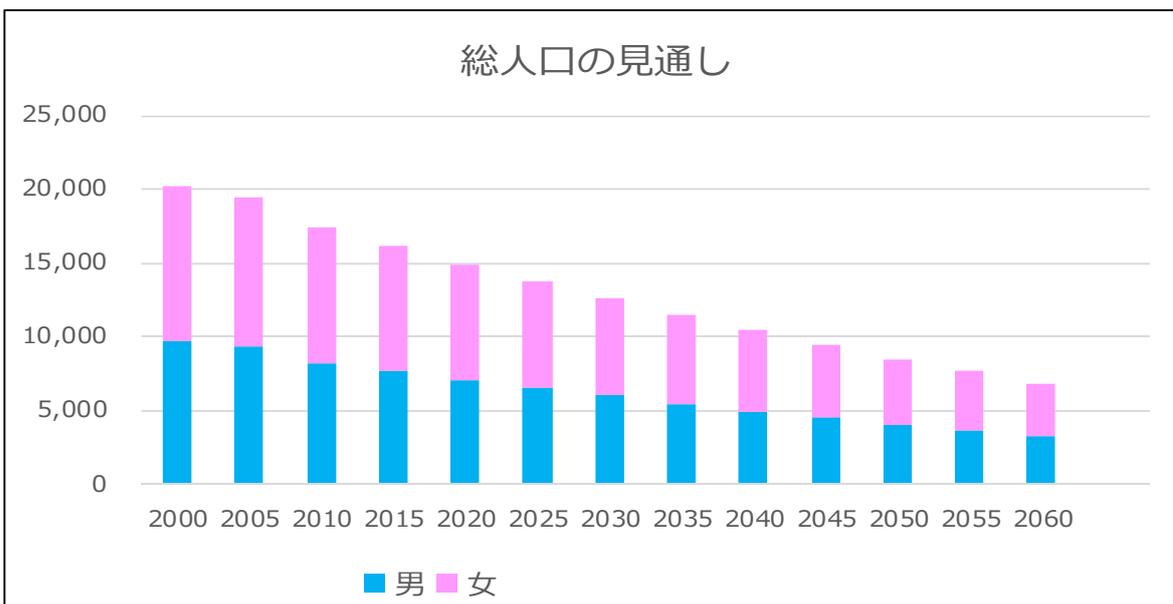
#### ■大山町の合計特殊出生率

2009	2010	2011	2012	2013
(H21)	(H22)	(H23)	(H24)	(H25)
1.21	1.34	1.28	1.29	1.52

#### ■総人口の見通し

	1995	2000	2005	2010
人口	21,188	20,237	19,521	17,491
男	10,030	9,666	9,328	8,265
女	11,158	10,571	10,193	9,226

	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
人口	16,174	14,965	13,767	12,625	11,521	10,439	9,420	8,489	7,642	6,864
男	7,669	7,104	6,541	6,004	5,476	4,964	4,484	4,044	3,638	3,262
女	8,505	7,861	7,226	6,621	6,045	5,475	4,936	4,445	4,004	3,602



大山町の将来の人口は、現状のまま人口減少が進めば、2040年代に1万人を下回ると予測されます。その後もさらに人口減少が進み、46年後の2060年には、現在より1万人減の6,864人と推計されます。

■年齢別（5歳毎）人口の推移（0～19歳）

男女計	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
総計	2,368	2,068	1,755	1,543	1,386	1,250	1,131	1,020	907	799
0～4歳	450	405	360	320	291	267	240	210	180	160
5～9歳	550	464	418	372	332	303	277	249	218	187
10～14歳	705	556	470	423	377	337	307	281	253	221
15～19歳	663	643	507	428	386	343	307	280	256	231

## 6 教育・保育・子育て支援に関するアンケート結果

このアンケート調査は子ども・子育て支援法（平成24年度法律第65号）に基づき子ども・子育て支援の充実を図るため、平成26年2月に大山町内の就学前の児童から300人を無作為に抽出し実施しました。

アンケートの回収率は47.3%でした。

【アンケート配布枚数及び回収率】

	中山地区	名和地区	大山地区	不明	合計
配布数	67枚	100枚	133枚		300人
回答者数	36人	46人	58人	2人	142人
回収率	53.7%	46.0%	43.6%		47.3%

【保護者の就労状況】

母親の就労状況は育児休業中も含めて、フルタイムが54.3%、パートタイムが24.6%で8割近くの方が就労されています。

父親の就労状況は、フルタイムが90.9%、パートタイムが2.1%で、ほぼすべての方が就労されています。

### ■母親の就労状況

	回 答	割 合
フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	66人	46.6%
フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	11人	7.7%
パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	31人	21.8%
パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	4人	2.8%
以前は就労していたが、現在は就労していない	24人	16.9%
これまで就労したことがない	2人	1.4%
未記入	4人	2.8%
合 計	142人	100.0%

### ■父親の就労状況

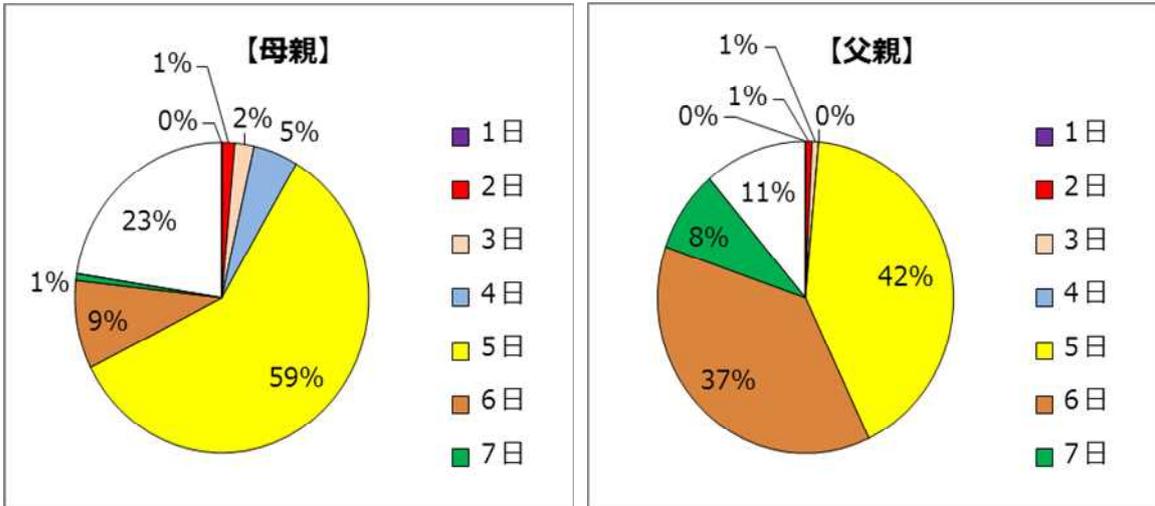
	回 答	割 合
フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	129人	90.9%
フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	0人	0.0%
パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	3人	2.1%
パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	0人	0.0%
以前は就労していたが、現在は就労していない	3人	2.1%
これまで就労したことがない	0人	0.0%
未記入	7人	4.9%
合 計	142人	100.0%

#### 【一週間当たりの勤務日数・一日当たりの勤務時間】

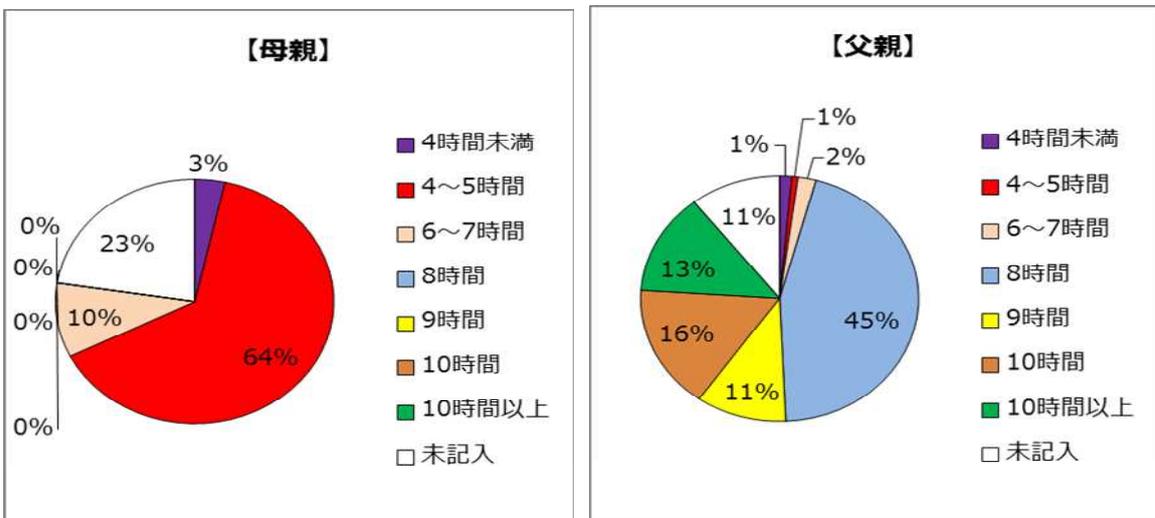
一週間当たりの勤務日数は、母親は5日が59%と最も多く、次いで6日となっています。父親は5日が42%、6日が37%で全体のほぼ8割を占めています。

一日当たりの勤務時間は、母親が4～5時間が64%、ついで6～7時間10%となっています。父親は8時間が45%、9時間10%、10時間16%、10時間以上も13%あり、9時間以上の長時間労働をされる方が39%おられます。

■一週間当たりの勤務日数



■一日当たりの勤務時間



■ 年間を通じて「定期的に」利用している事業

子育て支援サービスの利用状況は、保育所を利用される方が64.1%と最も多く、未記入の28.9%の方は、家庭で子どもを養育されていると思われます。

	回答	割合
幼稚園（通常の就園時間の利用）	6人	4.2%
幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）	0人	0.0%
認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）	91人	64.1%
認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）	2人	1.4%
家庭的保育（育者の家庭等で子どもを保育する事業）	0人	0.0%
事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）	1人	0.7%
自治体の認証・認定保育施設（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）	1人	0.7%
その他の認可外の保育施設	0人	0.0%
居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）	0人	0.0%
ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）	0人	0.0%
その他	0人	0.0%
未記入	41人	28.9%
合 計	142人	100.0%

■ 現在、地域子育て支援拠点事業「子育て支援センター」を利用しているか

子育て支援センターを利用されている方は19%で定期的に利用されている方もあります。利用されていない方の多くは保育所を利用されていると思われます。

	回答	割合
地域子育て支援拠点事業を利用している	27人	19.0%
その他当該自治体で実施している類似の事業を利用している	0人	0.0%
利用していない	108人	76.1%
未記入	7人	4.9%
合 計	142人	100.0%

■おおよその利用回数（1週間あたり）

	1回	2回	3回	4回	5回	未記入	合計
回答	3人	4人	0人	0人	0人	20人	27人
割合	11.1%	14.8%	0.0%	0.0%	0.0%	74.1%	100.0%

■おおよその利用回数（1ヵ月あたり）

	1回	2回	3回	4回	5回	未記入	合計
回答	7人	2人	0人	2人	0人	16人	27人
割合	25.9%	7.4%	0.0%	7.4%	0.0%	59.3%	100.0%

【病気の際の対応状況】

子どもが病気などにかかった時の対処は「母親が休んだ」という回答が43.8%、次いで「親族・知人に子どもを見てもらった」という回答が35.9%でした。

またその際「病児・病後児の保育施設を利用したいと考えたか」との問いに「利用したい」と回答された方は35.3%「利用したいと思わない」と回答された方が61.8%で、子どもが病気などのときは、親が面倒を見てやりたいと思われていることがうかがえます。

■この一年間に病気やけがで通常の事業が利用できなかったことはあるか

	あった	なかった	未回答	合計
回答	87人	19人	36人	142人
割合	61.3%	13.4%	25.4%	100.0%

■病気やけがで教育や保育が利用できなかった場合の対処方法

(当てはまるものをすべて選択する。)

	回答	割合	平均日数
父親が休んだ	19人	21.8%	3.21
母親が休んだ	67人	77.0%	11.34
(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった	55人	63.2%	10.15
父親又は母親のうち就労していないほうが子どもを見た	9人	10.3%	11.67
病児・病後児の保育を利用した	0人	0.0%	0.00
ベビーシッターを利用した	0人	0.0%	0.00
ファミリー・サポート・センターを利用した	0人	0.0%	0.00
仕方なく子供だけで留守番させた	0人	0.0%	0.00
その他	3人	3.4%	1.67
合計	153人	175.7%	

■その際「病児・病後児のための保育施設を利用したい」と考えたか

	回答	割合
できれば病児、病後児保育施設等を利用したい	24人	27.6%
利用したいとは思わない	42人	48.3%
未記入	21人	24.1%
合 計	87人	100.0%

【一時預かりの利用について】

一時預かりを利用されている方は、6.3%で利用される施設はすべて保育所です。利用を希望される方は31.7%あり理由は「私用、買い物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事、リフレッシュ目的」が最も多く、次いで不定期の就労となっています。

■私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はあるか

(当てはまるものをすべて選択)

	回答	割合
一時預かり (私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業)	9人	6.3%
幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ)	0人	0.0%
ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	0人	0.0%
夜間養護等事業：トワイライトステイ (児童養護施設等で休日・夜間、子どもを保護する事業)	0人	0.0%
ベビーシッター	0人	0.0%
その他	0人	0.0%
利用していない	131人	92.3%
未記入	2人	1.4%
合 計	142人	100.0%

■一時預かりの利用日

	10日以内	20日以内	30日以内	40日以内	50日以内	60日以内	60日以上	未記入	合計
回答	1人	1人	2人	0人	0人	1人	1人	3人	9人
割合	11.1%	11.1%	22.2%	0.0%	0.0%	11.1%	11.1%	33.4%	100.0%

■私用、親の通院、不定期の就労等の目的で利用希望があるか

	回答	割合
利用したい	45	31.7%
利用したくない	82	57.7%
未回答	15	10.6%
合計	142	100.0%

■利用したい理由

	回答	割合
私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的	19	42.2%
冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院 等	9	20.0%
不定期の就労	13	28.9%
未記入	4	8.9%
その他	0	0.0%
合計	45	100.0%

【小学校就学後の放課後の過ごし方】

小学校の放課後の過ごし方は、1～3年生は自宅 15.7%次いで放課後児童クラブ 11.8%となっています。4～6年生になると自宅 17.5%、習い事 10.9%が増えますが、放課後児童クラブの利用希望は 6.0%と減少しています。

■小学校 1～3 年のうちは、放課後の時間どのような場所で過ごさせたいか

(当てはまるものすべてを選択)

	回答	割合	平均利用日数
自宅	28人	19.7%	7.8
祖父母宅や友人・知人宅	5人	3.5%	20.6
習い事	12人	8.5%	1.2
児童館	3人	2.1%	3.7
放課後子ども教室	6人	4.2%	17.3
放課後児童クラブ	21人	14.8%	3.8
ファミリー・サポート・センター	1人	0.7%	0.0
その他	2人	1.4%	49.5
未記入	100人	70.4%	0.0
合計	178人	125.3%	

■小学校4～6年のうちは、放課後の時間どのような場所で過ごさせたいか  
(当てはまるものすべてを選択)

	回 答	割 合	平均日数
自宅	32人	22.5%	10.1
祖父母宅や友人・知人宅	8人	5.6%	14.4
習い事	20人	14.1%	16.3
児童館	2人	1.4%	0.0
放課後子ども教室	7人	4.9%	16.3
放課後児童クラブ	11人	7.7%	0.0
ファミリー・サポート・センター	0人	0.0%	0.0
その他	2人	1.4%	0.0
未記入	101人	71.1%	0.0
合 計	183人	128.7%	

【育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度】

育児休業の取得状況は、母親が18.0%で、父親は0%でした。取得していない理由は「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が上位を占め「配偶者が無職、祖父母等の親族に見てもらえるなど、制度を利用する必要が無かった」と回答された方も12.5%ありました。

育児休業から復職の時期は、実際には子どもが1歳の時が最も多く、0歳で復職される方もあります。

また、母親の希望も子どもが1歳の時が最も多く、3歳になるまで希望される方もあり、0歳での復職希望はありませんでした。

■お子さんが生まれたとき、育児休業を取得したか

	働いていなかった	取得した	取得していない	未回答	合計
父親	1人	0人	79人	62人	142人
母親	31人	51人	12人	48人	142人
合計	32人	51人	91人	110人	284人
割 合	11.3%	18.0%	32.0%	38.7%	100.0%

■取得していない理由（当てはまるものすべてを選択）

	回答	割合
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	20人	14.1%
仕事が忙しかった	24人	16.9%
（産休後に）仕事に早く復帰したかった	1人	0.7%
仕事に戻るのが難しそうだった	2人	1.4%
昇給・昇格などが遅れそうだった	2人	1.4%
収入減となり、経済的に苦しくなる	22人	15.5%
保育所（園）などに預けることができた	1人	0.7%
配偶者が育児休業制度を利用した	30人	21.1%
配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	19人	13.4%
子育てや家事に専念するため退職した	7人	4.9%
職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	12人	8.5%
有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	2人	1.4%
育児休業を取得できることを知らなかった	0人	0.0%
産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した	1人	0.7%
その他	9人	6.3%
合 計	152人	107.0%

■子どもが何歳の時に復職したか

母親実際（父親該当なし）

	0 カ 月	1 カ 月	2 カ 月	3 カ 月	4 カ 月	5 カ 月	6 カ 月	7 カ 月	8 カ 月	9 カ 月	10 カ 月	11 カ 月	合計	合計
0歳	0 人	0 人	2 人	1 人	0 人	2 人	1 人	1 人	2 人	0 人	2 人	2 人	13人	45人
1歳	19 人	1 人	2 人	0 人	0 人	2 人	2 人	2 人	1 人	1 人	0 人	0 人	30人	
2歳	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	2人	

母親希望（父親該当なし）

	0 カ 月	1 カ 月	2 カ 月	3 カ 月	4 カ 月	5 カ 月	6 カ 月	7 カ 月	8 カ 月	9 カ 月	10 カ 月	11 カ 月	合計	合計
0歳	0 人	0 人	0人	45人										
1歳	19 人	1 人	1 人	0 人	1 人	0 人	3 人	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	26人	
2歳	4 人	0 人	0 人	4人										
3歳	8 人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	9人							
未記入	6人												6人	

## 7 保育の量の見込み

各年度における教育・保育の量の見込みの算定にあたり、住民に対して教育・保育施設の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況に関するアンケート調査を実施し、その結果や子ども・子育て会議での審議をふまえて、認定区分ごとに量の見込みを定めています。

### 量の見込調べ

歳	H27		H28		H29		H30		H31	
	全人数	入所								
0	85	49	85	43	80	40	80	40	80	40
1	103	66	85	51	85	51	80	48	80	48
2	90	82	103	83	85	68	85	68	80	64
3	105	107	90	90	103	103	85	82	85	85
4	104	112	105	105	90	90	103	103	85	82
5	107	108	104	104	105	105	90	90	103	103
6	114		107		104		105		90	
7	108		114		107		104		105	
8	134		108		114		107		104	
9	125		134		108		114		107	
10	144		125		134		108		114	
11	137		144		125		134		108	
計	1356	524	1304	476	1240	457	1195	431	1141	422

## 第2章 計画の基本理念と基本的視点

### 1 基本理念

子どもの誕生や成長は、親に喜びや楽しみを与えるものです。そして、子どもは将来のふるさと大山町を担う大切な宝であり、子育ては未来のこの町を支える人材を育てる大切な営みです。

しかし、大山町においても核家族や共働き家庭は増加傾向にあり、子育てしながら働きやすい環境づくりや、子育ての不安や負担を軽減する取り組みなどが必要となってきました。

そして、以前に比べると、子育てを支える地域社会の結びつきが弱まり、子どもに対する地域の見守りもしいかに希薄化していることを心配する声が少なくありません。

子育ての第一義的責任が、それぞれの子どもの保護者にあることは言うまでもありません。しかし、子どもたちの健やかな成長のためには、それを支える地域社会のかかわりがとても重要になります。子どもと家庭を地域全体で支えていくために、今こそ、子育て支援施策の取り組みの現状と課題を明らかにし、将来に向けて、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを強力に推進していく必要があります。

そこで、この計画では子育て中の親が子育ての楽しさや喜びを実感できるまちづくりを念頭に、地域の人々の温かいまなざしと支えの中で、子どもたちが豊かな人間として育つためのよりよい環境づくりを目指し、基本理念を次のように設定します。

#### 基本理念

“子育てについての第一義的責任は父母その他の保護者にある”  
という基本認識の下に、家庭や地域など、子どもたちを取り巻く  
すべての場で、子育てについての理解が深められ、子育ての喜び  
が実感されるようなまちづくりをめざします。

## 2 基本視点

### (1) 子どもの健やかな成長をめざす取り組み

すべての子どもには、幸福で健やかに成長し、自己実現を図っていく権利があります。従来、子どもは、その精神的肉体的未熟さゆえに単に保護の対象として見られがちでしたが、「子どもの権利条約」は、子どもを一人の人間として自主的自立的に成長発達する存在として捉えたところに大きな意味があると言われています。

しかし現代では、児童虐待などにより権利が侵害された子どもや、非行・不登校などに至る子どもも数多く見られます。心身ともに健やかな成長のために、それぞれの子どもたちにとって、もっともよい対応をとることができるよう、関係機関が連携して取り組む必要があります。

また、家庭や保育所、学校、地域では、基本的な生活習慣や基礎的な学習はもとより、子どものより良い“育ち”を支援するためのさまざまな取り組みが行われています。しかし、世の中の変化があまりにも急速なことから、子どもたちが適切に対応していくことができるように、育児や教育内容の検討と改善が常に求められています。

さまざまな取り組みが有効に機能して、子どもの本来持っている無限の可能性を最大限引き出し、子どもたちが健やかに成長できるよう不断の検証を続けながら、子どもを中心に据え、子どもの視点から施策を行っていきます。

#### 【主要施策の今後の方針】

##### ○ 子どもの権利条約の普及

条約の精神を、保育所や学校及び地域社会へ普及するように努めます。

##### ○ 要保護児童・ひとり親家庭などへの支援

被虐待児や障がいのある児童など、特別な配慮を必要とする児童やひとり親家庭などを社会全体で支える仕組みの検討を行うとともに、必要な施策の整備・充実を図ります。

##### ○ 生きる力の育成に向けた学校教育の推進

確かな学力、豊かな心、基礎体力、社会生活に必要な知識を育むため、学校教育の充実に努めます。

##### ○ 家庭や地域の教育力の向上

子どもの発達段階に応じた保護者の理解の促進、父親の家庭教育への参加の促進、子どもの体験活動や読書活動の推進、子どもと家庭を支える地域教育環境の整備などにより、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

##### ○ 幼児教育・保育の充実

保育所や家庭、地域などと連携し、幼児教育・保育の総合的な推進を図ります。

○ 未来の親となるための学習の推進

中学生を対象とした赤ちゃんふれあい体験や保育の体験活動を実施し、命の尊さや子育てへの関心を高めます。

(2) 子育てがしやすい環境整備

少子化、家族の多様化が進む中、子育ての負担感や社会活動が制限されることへの不安から、子どもを産み育てることをためらう人があります。また、少子化と並行した高学歴社会の進展などにより、子育てに要する費用が増加しているため子育てを負担に感じる人も多く、このような心理的・経済的負担感が少子化傾向に拍車をかけている面が見られます。

そこで、子育てに対する相談・支援体制を充実し、子育てに関わる負担感を軽減することにより、子どものすばらしさと子育ての楽しさを町民誰もが認識できるような環境を整備していきます。

また、子育てしやすい環境を整備することは、働く側だけでなく、雇用する側にとっても優秀な人材の確保を図る上で大きな利点があります。この認識について理解を深めるための啓発活動の推進により、仕事と子育てを両立しやすい環境を整備します。

【主要施策の今後の方針】

○ 保育士など職員の資質向上

研修の充実により、保育士や保健師、栄養士、看護師など、子育て関係事業に関わる専門職員の資質向上に努めます。

○ 保育サービスの充実

延長・病児・病後児保育の充実など、多様な働き方に対応したきめ細かい保育を推進します。

○ 経済的負担の軽減

第3子以降の保育料軽減・無償化、児童の医療費助成などを通じて子育て家庭の経済的負担を軽減します。

○ 仕事と子育ての両立の促進

事業主や労働者双方に対する働き方の見直し提言などに努めることにより、仕事と子育てを両立しやすい環境を整備します。

○ 育児休業の取得促進

事業所への働きかけ、育児休業の取得促進を図り、仕事と子育ての両立や多様な働き方を支援します。

○ 子どもとその家族の健康確保

子どもが生まれ、健やかに成長していくためには、母子保健・小児医療の充実が不可欠です。各専門機関・医療機関と連携を深めるとともに、食育の推進と、リスクのある家庭の支援に配慮します。

(3) 地域みんなで進める子育て

核家族化により子育てに不安を抱く親が増加する一方、地域社会の結びつきの希薄化などにより、地域の子育て力の低下が指摘されています。

こうした状況の中にあって、男性の育児への参加促進や保護者への子育ての知識や情報の提供を図ると共に、地域の人々の支え合いの輪を広げていくことが重要です。

子育ての経験者など、各地域で子育てに関わることができる人たちの力に改めて着目し、そのネットワーク化を図ることにより、社会全体で子育てを進めます。

また、子育てサークルや各種団体などと連携し、子育ての支援体制を構築します。

【主要施策の今後の方針】

地域全体での子育て支援の体制整備

民生児童委員協議会、社会福祉協議会、子育て支援センター、子育てサークルなど関係機関のネットワーク化を図り、地域全体で子育てを支援する体制を整備します。

○地域子ども・子育て支援事業

(地域の実情に応じ、子ども・子育て支援計画に従って実施する事業)

- ・利用者支援事業（新規事業）
- ・一時預かり事業
- ・放課後児童クラブ
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦健診
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・延長保育事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規事業）

## 第3章 各分野における具体的な取り組み

### 1 子育てに関わる事業

本町における子育てに関わる主な事業には、次のものがあります。  
(保健福祉関係)

名 称	概 要
児童手当	生まれてから満 15 歳以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童に支給します。
障がい児福祉手当	心身に重度の障がい有するのために常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅の人について、支給します。(障がいの程度などによって支給されない場合があります。)
児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない 18 歳未満の児童を養育している母または父または父母に代わって養育者に支給します。
特別児童扶養手当	20 歳未満の中程度以上の障がい有する者を養育する父若しくは母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給します。
ブックスタート事業	赤ちゃんの心と言葉を育むため、全ての保護者に対し絵本を介して優しいひとときを持つことを応援します。乳幼児健診時に、絵本の読み聞かせのあと、一人ひとりにブックスタートパックをお渡しします。6 か月の乳児とその保護者が対象です。
ブックセカンド事業	ブックスタートに続く育児支援、読書推進の事業です。子どもと大人を結ぶ絵本の楽しさ、大切さを伝え、読み聞かせの輪を広げます。3 歳の誕生日を迎えた児童と保護者が対象です。
ブックサード事業	ブックスタートからブックセカンドで培った、児童の読むことへの関心、興味をさらに向上させ、就学後の読書力の向上につなげます。6 歳になる児童と保護者が対象です。
離乳食講習会・栄養相談	離乳食期の児童を持つ保護者を対象に栄養士、保健師による離乳食講習会を開催します。また、乳幼児期の栄養相談を行います。
赤ちゃん訪問	保健師が家庭を訪問し、赤ちゃんの発育状況をみたり、健診・予防接種・子育てサービスの情報を提供します。
乳幼児健診	3 か月健診から 3 歳児健診を通し、家族が児童の成長を確認したり、育児相談、仲間づくりができる場です。
歯科健診・フッ素塗布	1 歳から就学前の児童が対象です。生活習慣の表れともいわれる歯ですが、児童のむし歯予防をきっかけに、家族の歯の健康づくりを目指します。
5 歳児健診	年中児を対象に就学前の時期に軽度の発達障がいや身体の異常、心の問題などを発見し、早期の対応をすることで、就学前の問題を軽減します。 また、保護者の子育てに関する相談の助言、指導を行い、不安の軽減を図ります。
不妊治療助成費	不妊治療のうち体外受精及び顕微授精、並びに人工授精、不妊治療に要する経費の一部を助成します。
産後ケア事業	産後早期に助産師による家庭訪問を行い、赤ちゃんの発育の確認やお母さんの身体のケアを行います。 また、産前・産後ヘルパーや日帰り型のサービスの導入に向けて検討を行います。

## (子育て支援センター関係)

名 称	概 要
育児学級	保育所に入所していない児童とその保護者を対象に、季節に応じた遊びや絵本の読み聞かせを集団で行うことで、仲間づくりを図ります。
お茶サロンひだまり	地域の人がだれでも気軽に立ち寄れるサロンです。 おしゃべりしながら、お茶とお菓子を楽しむ交流の場です。 (子育て支援センターなわ)
おはなしの会	乳幼児と親に絵本の読み聞かせやわらべうたを紹介し、家庭での読み聞かせの広がりを図ります。また、保護者同士が悩みや不安を語り合える学びの場として、子どもの成長発達のためやすをアドバイスします。
赤ちゃんはいはい競争	乳児は、はいはいをしたり、幼児はかけっこなどをして、親子の交流を図ります。保護者に対しては講習会の紹介などをします。
子育てサークル支援	子育てサークル活動などの子育て情報を提供します

## (社会教育・公民館関係)

名 称	概 要
子ども会リーダー研修会	野外体験活動をとおして、子ども会リーダーの資質向上を図り、地域活動に対する意欲を養います。 実技(野外炊飯・カヌー)・演習・講話
子ども会育成事業	子ども会指導者の育成のため、研修会の開催及び研修会への派遣、子ども会育成活動の援助及び指導助言を行います。
青少年育成町民会議	青少年の健全育成を地域ぐるみで推進するため、学校、地域をはじめ各種団体と連携を図ります。 (青少年を見守る巡回パトロール、高校生マナーアップ運動)
青少年育成指導員活動	学校・家庭・教育委員会関係機関と連携を密にし、次代を担う青少年の健全育成にかかる活動を行います。
青年団活動助成事業	青年団体に対し助成を行い、活動の活性化を図ります。
人材育成国内交流事業	風土・生活習慣の異なる沖縄県嘉手納町と相互に小学生のホームステイなどの交流を行い、次代の郷土を担う青少年の健全育成を図ります。(小学校5・6年生対象)
人材育成国際交流事業	中学生が国際理解教育および人材育成の一環として、米国テキサス州メキユラ市、韓国ヤンヤン郡の中学生と互いに訪問し合い、ホームステイや異文化交流を行います。
通学合宿事業	中山公民館、御来屋漁村センター、大山青年の家で通学合宿を実施し、家庭から離れ、地域の人とふれあいながら、異学年間の団体の一構成員として「協働」生活を体験させることにより、親の大切さを認識し、自活力の向上を図り、心豊かでたくましい子どもの育成を図ります。(中山・名和・大山公民館事業)

わくわく体験塾 わくわく子ども教室	地域ボランティアの指導・協力を得てスポーツ、文化、自然体験などさまざまな体験活動や地域住民との交流活動をおこない、子どもの健全育成を図り、地域で子どもを育てる機運を高めます。(中山公民館事業)
子どもカルチャー教室	地元の子どもの支援ボランティアの協力を得て、小学生を対象に週末(特に土曜日)に自然体験やふるさと学習、スポーツ体験や物づくりなど、さまざまな体験活動を行います。(名和公民館事業)
子ども体験プラン	地域で子どもたちを育てる環境整備を促すとともに、週末における子どもたちの体験活動の機会を充実するため地域住民のボランティアにより、各地域の特色を生かしながら、子どもたちの活動を支援する総合的な体制の整備を図ります。(大山分館・高麗分館事業)
子育て講座(家庭教育支援基盤形成事業)	変化の激しい社会では、子どもの現状にあった子育ての学習が必要であり、多くの保護者に、子どもの成長の節目となる時期に子育ての学習機会を提供します。
親学習プログラム (大山町子育ての旅)	乳幼児をもつ保護者を対象に、家庭の養育能力や教育力を高めると共に、保護者同士の交流を深めるため、学習の機会を継続的に提供します。
子育て家庭教育相談	近年、核家族が増え、不安を持ちながら子育てをしている家庭が増えています。家庭教育相談員が子育てに関する相談に応えます。(月4回・子育て支援センター)
赤ちゃんふれあい会	中学生が赤ちゃんとお母さんとのふれあい体験を通じ、赤ちゃんのぬくもりを感じると共に命の大切さを考えます。 お母さんは我が子を改めてかわいい、愛しいと実感し、中学生をとおして将来をイメージし、子育ての励みとします。
中学校芸術鑑賞教室	中学生の情操の醸成と芸術活動への参加の機運を醸成するため、優れた舞台芸術を中学校へ派遣して、芸術活動及び表現活動の機会を確保し、もって芸術文化の振興と中学生の健全育成を図ります。
青少年劇場 小公演・巡回公演	文化振興の一環として、児童を対象に生の優れた芸術を鑑賞する機会を提供し、豊かな情操を培い健全育成を図ります。
総合文化祭	文化の香り高いまちづくりをめざし、生涯学習活動の成果発表の場として、展示、発表、特産品販売などの場を提供し、その活動の輪を広げると共に、ふれあいと交流を図ります。
アートスタート (次世代鑑賞者育成事業)	0歳からの未就学児と保護者を対象に、優れた芸術文化作品との“出会い”の機会をとおして人間関係づくりを図ります。
スポーツ少年団の育成	少年少女の心身の健全育成を図るため、スポーツ活動をとおして交流を深め、青少年の健全育成を図ります。
健全育成少年剣道大会	日本武道の剣道をとおして、少年少女の心身の健全育成を図り、交流親睦を図ります。
伝承行事“鳥追と七草”	ふるさとの伝承行事を子どもたちを対象に実施し、地域文化の保存継承を図ります。(大山公民館事業)

ちいさなおはなし会	子どもを育むふれあい事業として開催し、活動を楽しむと共に本への興味を広げます。(大山公民館事業)
キッズえいごクラブ	日常生活でふれあうことの少ない外国の先生と接し、英語を使って体を動かしたり、歌を歌ったりして、遊びをとおして異文化を体験します。(大山公民館事業)
土曜事業等実施支援事業 ネイティブな英語を学ぼう	外国人教師と歌・ダンス・ゲーム・工作・ハイキング・軽スポーツ・料理作りなどを楽しみながらネイティブな英語に触れ、英語のコミュニケーション能力を身に付けさせるとともに、生活や文化の違いを学びます。(中山公民館事業)
納涼の夕べ	地域で今日まで伝えられて来た盆踊りなどの唄、踊り太鼓を青少年に継承し、地域活動をとおして異世代間の交流を図ります。(大山公民館)
しめ縄づくり 書初めと正月遊び	小学生を対象に地域の方と交流しながら、伝統文化を体験します。(大山・高麗分館事業)
チビッ子夏祭り	小学生を対象に、体験を通じてお互いの友情を深め、青少年の健全育成を図ります。(高麗分館事業)
夏休み絵画教室	主として小学生を対象に、夏休みを利用し、絵画、工作を楽しみます。(高麗分館事業)

(児童館関係)

名 称	概 要
各種学習・体験活動事業	生活習慣の定着を図りながら、自学自習の基礎的態度を身につけさせるため、さまざまな体験を取り入れ、児童の健全育成に努めます。 (菜園活動、自然観察、クッキング教室、工作、体操教室、読み聞かせ、高齢者との交流など)
子ども会育成事業	地区子ども会の育成を図ります。
はりきり教室	大山西小学校1・2年生を対象で、毎週火曜日、学習習慣の定着を図ります。(中高ふれあい文化センター事業)

(交通安全関係)

名 称	概 要
チャイルドシート購入補助	6歳未満の乳幼児のためにチャイルドシートを購入する場合、児童1人につき1回、1万円を上限に、購入費の2分の1を助成します。

(児童虐待防止対策関係)

名 称	概 要
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見や適切な支援を図るため、要保護児童とその保護者に関する情報や考え方を共有し、適切な支援を行うための協議を行います。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が仕事・病気・出産などの理由により、家庭での養育が一時的に困難となる場合、児童を短期間預かります。

## 2 地域における子育ての支援

子育て支援サービスの充実を図ります。

子育て支援センターの機能を充実し、地域の子育て家庭を支援します。親が障がいを持つ家庭についても、適切に子育て支援サービスが提供されるように努めます。

また、子育て経験者である地域の高齢者等の子育て支援への参加促進など、町民みんなで子育てを応援します。

さらに、社会教育団体をはじめ、地域の諸団体の教育機能を活用します。

### (1) 子育て支援サービスの充実と子どもの健全育成

平成16年12月の児童福祉法の改正により、市町村が子育てに関する第一義的相談窓口となりました。

核家族で身近な支援者もなく不慣れな子育てを余儀なくされているなど孤独な子育てに陥りがちな人に対して、子育て支援関係機関（町、保育所、学校、地域子育て支援センター、児童館、公民館、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、子ども会、子育てサークルなど）のネットワーク化による子育て支援体制の充実を図り、地域全体で支援できる体制の整備を進めます。

そのため、ネットワーク構築とその効果的な運用により、今後、必要な情報を共有できるシステムをつくっていく必要があります。

身近な場所に、親子が集まって交流したり育児相談をしたりできる場所があることが望まれることにより、平成24年4月に中山・大山の拠点保育所開園に合わせて、子育て支援センターを併設しました。このことにより、各中学校区に一つずつ子育て支援センターが整備されました。

現在、町内すべての保育所が毎月2回おこなっている保育所開放事業の中で、保育士が保護者の相談にも応じていますが、子育て支援センターでの活動が活発になってきています。

#### 【具体的な取り組み】

- ・関係機関のネットワーク化による地域全体での子育て支援の推進
- ・地域における子育てを支援する中核的人材育成のための研修
- ・子育て支援センターの充実と家庭教育相談員など、人材の育成・確保
- ・子育て支援に関わる情報提供の充実
- ・子育てサークルの育成と活動支援
- ・子育て相談の充実
- ・子育てマップや子育てガイドブックの作成や配布

### (2) 保育サービスの充実

市町村子ども・子育て支援計画に従い、必要な措置の実施に努めます。

- ・保育所整備
- ・乳児保育

- ・障がい児保育
- ・延長保育
- ・病児保育
- ・病後児保育
- ・土曜午後保育

### (3) 家庭・地域の再生

孤独な子育てをなくしていくためには、身近できめ細かい支援が必要です。このため、地域の人々が子どもの健やかな成長を見守り、子育て家庭が安心して子育てできる地域を目指して、地域の子育てへの理解や子育て支援活動を促進します。

また、子育てサークルなど地域の身近な活動を支援します。

さらに、子育て経験者や高齢者などの子育て体験を生かしたボランティア関係団体の連携を推進します。

地域のニーズに応じた子育て支援を充実するため、地域の担い手になる人材の確保が重要です。そこで、地域人材を中心とした養成と、それらの人材を有効的に活用します。

#### 【具体的な取り組み】

- ・ファミリー・サポート・センター事業の充実
- ・放課後児童クラブの充実
- ・放課後児童クラブ指導員の資質向上のための研修の充実
- ・社会福祉協議会などにおける子育て支援活動の推進
- ・子育て経験者や高齢者などの子育て体験を生かしたボランティア団体への連携推進
- ・スポーツ少年団や地域スポーツクラブの充実などの地域スポーツ活動の推進
- ・社会教育団体などの教育力を活用した地域づくり支援の推進
- ・子ども会活動の育成
- ・週末や放課後における子どもの居場所づくりの推進
- ・地域活動におけるリーダー養成の推進
- ・子育て活動を通じた子育てネットワークによる地域の再生
- ・子どもにとって遊びの重要性の啓発
- ・安全な遊び場と遊びの機会の提供

### 3 母性並びに乳幼児及び幼児等の健康の確保及び増進

妊娠・出産に関する安全性と快適さが確保され、子どもたちが心身ともに健やかに産まれ育つことは町民みんなの願いです。このため、胎児期から出生を経て思春期に至る子どもたちの健康を保持し、増進するための母子保健施策に取り組みます。

また、豊かな人生を育んでいく基礎となる食育の推進にも取り組みます。

#### (1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児とその家族への支援と保健対策

乳幼児とふれあう経験のないまま親になる人や、身近な支援者がなく、孤独な子育てに

不安を感じる人が増えています。父母ともに、妊娠中に子育てについて（子どもへの愛しさや乳児期の特定の人との結びつきの大切さなど）学び、実際に乳幼児にふれあう機会を持つなど、妊娠中からの子育ての支援を推進します。

また、母子保健、児童福祉、学校保健など関係機関の専門職員など各分野の連携により、未来の親になる子どもたちが育つ支援をします。

乳幼児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診・5歳児健診を通じて、保護者は子どもの成長を確認することができます。また、それぞれの時期に応じた情報を得ることにより、育児不安の軽減、基本的な生活習慣の確立につながります。子どもとその家族が、心安らかで健康的な生活が送れるように支援をします。

#### 【具体的な取り組み】

- ・妊娠中の母親や父親への出産や子育てに関する情報交換の場と仲間づくり
- ・子どもとのふれあい体験による異世代交流の推進及び母性父性の育成
- ・妊産婦の交流
- ・家庭訪問による育児支援
- ・産褥ヘルパー派遣で産後の支援
- ・担当者会などを活用した、地域保健（母子保健、児童福祉）と学校保健の連携による保健対策の強化
- ・5歳児健康診査などの推進
- ・妊娠時期からのむし歯予防対策の推進
- ・母子保健事業における相談機能の強化
- ・禁煙対策

#### （2）食育の推進

食育は、特に次代を担う子どもたちにとって、心身の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人生を育んでいく基礎となる重要なものです。

平成27年3月に策定された「第2次大山町食育推進計画」を踏まえ、家庭を中心として保育所や小中学校、地域などの関係機関が密に連携し食育を推進します。

心身の健やかな成長のため、生活リズムを整え「1日3食バランスよい食事を楽しく食べることができる子ども」、恵まれた自然環境を生かした五感を使った食育体験などにより「自分で考え、判断し、自信を持って生き抜く力を養うことができる子ども」の育成を目指します。

また、「ジゲの味に誇りを持ち、食に対する感謝の気持ちを持てる子ども」に育てます。

なお、「第2次大山町食育推進計画」策定のために実施した食育アンケート調査の結果を有効に活用し、今後の活動につなげます。

#### 【具体的な取り組み】

- ・規則正しい生活リズム、食習慣を身につける
- ・家族や友だちと一緒に食べる楽しさを味わう

- ・いろいろな食べものを味わい、味覚の基礎を育てる
- ・楽しく食事をするためのマナーを身につける
- ・楽しい食の体験を通して、食べものへの関心を持つ

### (3) リスクのある家庭への支援

家庭環境の問題や育成能力不足などから、妊娠から子育て時期全般にわたり、親の身体的・精神的な負担が大きくなると予想される家庭に対しては、きめ細かな情報提供や相談活動の実施について配慮します。

#### 【具体的な取り組み】

- ・妊娠届時の妊婦の健康管理のためのアンケート実施
- ・家庭訪問による情報提供や相談活動による育児支援
- ・健診時の配慮
- ・核家族など育児困難な家庭への支援

### (4) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

十代の自殺や性、不健康やせ等における思春期における課題は、次世代の子どもの心身の健康に関する重要な課題であり、その重要性を認識し保健対策の充実等を進める事が重要です。

#### 【具体的な取り組み】

- ・喫煙や薬物に関する教育
- ・学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成
- ・地域における相談体制の充実

### (5) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

親が安心して子どもを産み育て子どもが将来に夢を持って健やかに育つ環境を築くためには、国や地方公共団体による子育て支援施策の拡充に加え、地域、学校、企業等が協調しながらネットワークを作り親子を温かく見守り支える機運を社会全体で高めていく事が重要です。

#### 【具体的な取り組み】

- ・地域におけるネットワークの構築

## 4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代を担う子どもは社会全体の宝です。子どもを主体にした取り組みを推進するため、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の普及に努めます。

現代の子どもたちに不足している役立ち感や思いやりの心を育てるとともに、生命の大切さ、家庭の役割、子育ては男女が共同しておこなうべきことなどについて子どものころ

から理解を深めるような教育をおこないます。

また、社会環境の変化に伴って子どもたちの様々な体験活動が減少していることに対し、多様な体験の場を用意し、子どもたちが心豊かに生きる力を身につけていくための学校・地域における環境整備を推進します。

#### (1) 子どもの権利に関する理解の推進

「子どもの権利条約」「児童憲章」などの理念と精神を踏まえ、すべての子どもの基本的人権や利益が保障され健やかに育つため、家庭、学校、地域社会、行政がそれぞれの役割を果たします。

また、子どもの権利を尊重した教育・保育を推進するため、教師、保育士、保護者による子どもの権利に関する学習を推進します。

#### 【具体的な取り組み】

- ・子どもの人権についての研修機会の充実
- ・児童虐待やいじめ、不登校の防止や早期発見を図るため、関係機関の連携強化

#### (2) 人間関係づくりの推進

現代の子どもたちに不足している役立ち感や思いやりの心を育てるため、乳幼児や高齢者とのふれあいを通じて、適切な人間関係づくりを推進します。

また、子どもが読書の楽しみを知り、読書習慣を身につけるには、保護者をはじめとする大人が、子どもの年齢に応じた働きかけをしていくことが必要です。特に幼児期の読み聞かせは、子どもに読んでもらう喜びを与え、その心を育み、成長に大きくかかわります。子どもが読書に親しむことのできる環境の整備や、機会の提供に努めます。

なお、テレビやインターネット等のメディアへの過度の接触により、子どもの発達への影響が疑われる事例が現れていることから、各種団体と連携し、乳幼児、小中学生の保護者などに対し、子どもとテレビ、ビデオ、ゲーム、インターネット、メールなどとの適切ななかかわり方や基本的な生活習慣定着の重要性についての意識啓発をおこないます。

子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、児童館、乳幼児健診の場を活用し、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取り組みを推進します。

#### 【具体的な取り組み】

- ・役立ち感や思いやりの心を育てる「赤ちゃんふれあい会」授業の推進
- ・地域の高齢者と子どもや保護者との交流の機会の設定
- ・メディアとの接触時期、メディアとの上手なつきあい方に関する普及啓発の推進
- ・ブックスタート、ブックセカンド、ブックサードなど本を通した親子のコミュニケーションづくり
- ・子どもの心豊かな成長と健やかな子育てを支援する視点での図書館活動の推進

### (3) 学校教育の充実と確かな学力の向上

保育所では、基本的な生活習慣の習得と、集団生活の中で必要な思いやりや協調性を育てる保育、小学校につながる幼児教育を推進するため、職員の資質向上に努めます。

学校では、一人ひとりの個性・能力・興味・関心等に応じた教育を推進するため、少人数指導や教員の資質向上等に努めます。

また、子どもたちが伸び伸びと育つ環境を実現するため、いじめ・不登校、非行、いわゆる学級崩壊などの問題に対応するため相談体制の充実を図り、きめ細かな指導体制づくりや学級経営の改善を推進します。

さらに、保・小・中の交流や連携を強化し、保育所から小学校へのスムーズな移行を図ります。

#### 【具体的な取り組み】

- ・ 基本的な生活習慣習得のための指導
- ・ 学習意欲を高めるための指導の工夫改善
- ・ 学校における少人数指導の推進
- ・ スクール・ソーシャル・ワーカーの活用
- ・ 校内・外における相談体制の確立
- ・ 教育支援センター寺子屋による不登校児童生徒の適応指導
- ・ 学校図書館の充実
- ・ 特別支援教育の推進体制整備
- ・ 保育所と小学校・中学校との交流促進

### (4) 信頼される学校づくり

地域に開かれ信頼される学校を実現するため、学校には家庭や地域と連携し、協力していくことが求められています。それと同時に、保護者や地域住民が、学校とともに地域の教育に責任を負うとの認識のもと、学校運営に積極的に協力していくことも重要になります。

子どもたちは、地域との交流を行うことで地域の方に認められ、励まされて自尊感情が育ち、積極性や思いやりの心が育まれていきます。保護者のほか、地域住民や各種団体が連携をさらに深め、町全体で子どもたちの成長を見守っていくような取り組みを推進します。

#### 【具体的な取り組み】

- ・ 子ども見守り隊の活動推進
- ・ 地域の各種団体との交流活動
- ・ 伝統行事など、地域で行われる行事への参加
- ・ 地域の特色を生かした教育活動の推進

### (5) 幼児教育の充実

保育所から小学校就学へ向けた支援の充実を図るため、教育委員会に保育所管理部署を設置し、子どもの成長段階に応じた幼児教育の目標を定める「大山町子ども教育プログラ

ム」をふまえて保育を行っています。

平成 21 年に改定された保育指針において、養護と教育の一体化が示されたことをふまえ、教育的内容のさらなる充実を図り、子どもたちが遊び感覚で教育的活動が行えるよう、さまざまな取り組みをさらに進めていきます。

#### 【具体的な取り組み】

- ・地域の豊かな自然に親しむ野外活動や自然体験の推進
- ・かけっこ、リズム運動、雑巾がけなどによる基礎体力づくりの充実
- ・フラッシュカードなどを使った脳トレーニングの推進
- ・外国人講師による外国語活動の充実
- ・菜園活動やキッズ・クッキングなど、食育の推進
- ・芋ほり、田植え、稲刈りなどの農業体験
- ・小学校、中学校との交流活動
- ・地域住民との交流活動

#### (6) 体験活動を通じた豊かな心の育成

少子化などに伴い、子どもたちが相互に切磋琢磨する機会や異年齢集団による活動が減少し、テレビやゲーム・インターネットなどのメディアに依存した生活習慣が様々な弊害を引き起こしています。

地域におけるスポーツや文化活動、野外活動やボランティア活動など、様々な体験の機会を提供し、子どもたちの豊かな人間性を育むための活動を推進します。

特に、自然豊かな大山町の地域特性を積極的に活用し大山自然観察などの自然体験活動、地域の高齢者などから伝統的な遊びや、手作りの料理やおやつ作り方などを伝承する取り組みを支援するなど、生きる力の育成や豊かな心を育む取り組みを積極的に行います。

#### 【具体的な取り組み】

- ・スポーツ・野外活動・文化活動の推進
- ・公共施設や道路などの草取りやゴミ拾いなどのボランティア活動の機会の提供
- ・ゲストティーチャーによる地域課題の学習
- ・田植え・稲刈りなどの農業体験活動
- ・大山自然観察などの郷土の自然体験活動、伝統的な遊びや食事などの伝承の支援
- ・週末や放課後における子どもの体験活動、地域の大人との交流活動

#### (7) 若者の自立とたくましい子どもの育成

児童生徒が生きる力を身につけ、社会人・職業人として自立していくことができるよう、キャリア教育を推進します。

小学校から中学校までの発達段階に応じた職業観・勤労観の育成を図るため、社会科見学・職場体験の実施や地域の人材を講師として学校に派遣し、働くことの意義や産業の実態に関する学習を行います。

#### 【具体的な取り組み】

- ・ふるさと大山町を愛す子どもの育成
- ・社会科見学や職場体験などの体験的学習の実施
- ・上級学校調べや上級学校体験入学の実施
- ・職業講話の実施
- ・教育の場から卒業後の社会生活の場へのスムーズな移行の支援

#### (8) 健康に生きるための健やかな体の推進

児童生徒が健康の大切さを認識し、自ら健康を管理し、改善していくような資質や能力の基礎を身につけるよう、幼児期から思春期の健康教育の充実を図ります。

思春期は、心身の発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤としても重要な時期です。喫煙や性に関すること、ストレスへの対処法など、さまざまな事がらを正しく理解し判断できる力を身につけるとともに、命を尊び相手を思いやる態度を養います。

#### 【具体的な取り組み】

- ・自らの成長や体調に関心を持ち、自分自身を大切にする取り組みの推進
- ・「早寝、早起き、朝ごはん」など、望ましい生活習慣の定着に向けた取り組みの推進
- ・保育所や学校での給食を通じた食に関する指導の強化など、食育推進体制の整備
- ・心、性、喫煙、飲酒などの健康問題に対する指導及び相談体制の整備（思春期保健対策の充実）
- ・保育所での朝マラソンやリズム体操、水泳など体力づくりの推進
- ・学校体育、全校マラソンなど、学校教育活動全体を通しての体力の向上

#### (9) 未来の親となるための教育の推進

家庭における男女共同参画を推進し、男女が家事や子育てなどを分担したり、性別にとられることなく子どもの個性を伸ばす取り組みを実施します。

小・中学校における「社会科」・「公民」や「家庭科」、特別活動の学習の中で家庭は男女が協力して築くものであることを身につけさせる教育を推進します。

中学校における「家庭科」の学習や「特別活動」「総合的な学習の時間」「職場体験」を活用した地域の保育所での保育体験などを通して、子育てに対する理解を一層図ります。

#### 【具体的な取り組み】

- ・学校教育における男女共同参画に関する学習の推進
- ・保育所、学校、子育て支援センターなどを活用した児童・生徒が乳幼児と触れ合う機会の提供
- ・中学生と赤ちゃんの交流事業

#### (10) 家庭教育への支援の充実

家庭教育の自主性を尊重しつつ、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実させるとともに、養成した人材を活用したコミュニティの協働による家庭教育支援を強化します。

また、課題を抱える家庭への訪問や相談対応などを学校及び福祉等と連携して行います。

#### (11) 家庭や地域の教育力の向上

基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、社会的なマナーや自制心、自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力を培うため、生涯各期に応じ、継続的な家庭教育力向上の学習機会を提供します。

保護者の育児不安などに対応し、乳幼児期・就学前からの子どもの発達段階に応じた保護者の理解を促すため、研修会やセミナーなどを開催するとともに、保健師・助産師・保育士などの専門職員による家庭訪問をおこない、育児相談や育児指導をおこなうなどの体制整備を図ります。

また、保育所や放課後児童クラブ、子育て支援センターなどでは、保護者懇談会や研修会など、サービス利用者との意思疎通を図る機会を計画的に開催し、望ましい子育ての在り方について共通理解を図るように努めます。

#### 【具体的な取り組み】

- ・ 育児に関する研修会・セミナー、生涯各期に応じた子育て学習講座などの開催
- ・ 保健師など専門職員の家庭訪問による育児支援の推進
- ・ 父親の家庭教育への参加促進
- ・ 保育所や放課後児童クラブ、子育て支援センターなどにおける保護者懇談会や研修会の計画的な開催
- ・ 小・中学校PTAや保育所の保護者会など、関係団体との連携による実践活動の推進
- ・ 地域住民や関係機関の協力によって、地域の資源を活用した農林漁業体験や自然体験などの体験活動
- ・ 世代間交流の推進及び学校施設の地域開放

#### (12) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

雑誌、テレビ、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけることが重要になってきました。

また、スマートフォン等の新たな情報機器の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れやコミュニティサイト等に起因する福祉犯被害等が問題になっています。学校、PTA等の地域住民や関係機関・団体との連携・協力を強化し、青少年がインターネットを適切で安全・安心に利用できるようにするため、保護者に対するフィルタリング等の普

及啓発を推進します。

**【具体的な取り組み】**

- ・講演会等で啓発

## 5 子どもを支援する生活環境の整備

子育て期にある世帯が安全で、安心して生活できる居住環境や生活環境を整備し、子どもや保護者が、快適に利用できる環境の整備を推進します。

### (1) 良質な住宅と良好な居住環境の確保

町営住宅への、ひとり親家庭の優先入居の制度の活用を図るなど、良質な居住環境を提供して子育てしやすい環境づくりを進めます。

また、子どもや妊婦、赤ちゃんを連れた方などが安心して快適に利用できる歩道や信号機の整備、公共施設・公共交通機関などのバリアフリー化を推進します。

**【具体的な取り組み】**

- ・公営住宅における、ひとり親家庭の優先入居制度の活用

### (2) 安全な道路交通環境の整備

高齢者、障がいのある方等の移動等の円滑化のため、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について移動等の円滑化を推進します。

また、生活道路において歩道等の整備をし、歩車が共存する安全で安心な道路空間を創出します。事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の創出を推進します。

**【具体的な取り組み】**

- ・歩道の拡幅などによる利用しやすい歩道の整備

### (3) 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れすべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化の推進に努めます。

**【具体的な取り組み】**

- ・公共施設・公共交通機関・建築物等のバリアフリー化
- ・公共施設、公共的施設における乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやオムツ替えシート設置など子育てバリアフリーの促進
- ・子育て世帯に優しいトイレ等の整備
- ・子育て世帯への情報提供
- ・ホームページによるバリアフリー情報の提供
- ・「心のバリアフリー」のための取り組み

#### (4) 安全・安心なまちづくりの推進

公民館、児童館、公園等の施設については、適切な維持管理に配慮し、利用しやすい環境づくりに努めます。

また、有害図書類・酒類及びたばこ類自動販売機に対して児童・生徒に対する指導はもとより、関係機関が連携し、青少年育成町民会議を中心に、地域ぐるみの環境改善に向けた活動を実行し、業界による自主規制の推進を求めます。

有害図書類が自動販売機で販売されないよう「大山町青少年に有害な図書類等及びがん具刃物類の自動販売の規制に関する条例」に基づき、管理者への指示、勧告など、必要な対応を行います。

##### 【具体的な取り組み】

- ・子どもや保護者が利用する施設の適切な維持管理
- ・酒類・たばこ自動販売機に関する業界自主規制の推進
- ・メディアの有害情報の規制に関する啓発

#### (5) 託児サービスの促進

子育てをしながら学んだり社会参加ができるよう、各種研修会やイベント開催時の託児サービスを促進します。

##### 【具体的な取り組み】

- ・各種研修会やイベントなどにおける託児サービスの提供

## 6 職業生活と家庭生活との両立の推進

子どもを産み育てながら働いたり社会参加しやすい環境の実現に向けて、子育てと働き方などに関する意識改革を推進するため、事業主、労働者、住民への広報・啓発、研修などを積極的に行います。

また、多様なニーズに対応した保育サービスを充実します。

#### (1) 子育てと働き方、社会参加などについての意識改革の推進

現状では、家庭より職場を優先する風潮が強いため、家事・育児の負担が母親に偏り、女性の社会参加を妨げる要因になっています。この状況の見直しを図るとともに、職場や地域社会で性別にかかわらず意欲のある人材を積極的に活用できるよう、住民の意識改革に努めます。

##### 【具体的な取り組み】

- ・職場や地域における男女共同参画を進めるための講座の充実
- ・住民の意識改革を図るための啓発活動の推進
- ・男性の育児休暇取得促進のためのPR

## (2) 子育てと仕事の両立支援

労働者が育児休業を取得しやすい職場づくりや、子育て期間中の勤務時間の短縮、時間外労働や深夜業の制限など、地域の子育て支援体制を整備します。

また、出産や育児を終えた女性の再就職や職場復帰ができるよう、相談体制の充実に努めます。

さらに、自営業者や農業者、漁業者における家族の役割分担の見直しについて啓発するなど、子育てしやすい環境づくりを進めます。

### 【具体的な取り組み】

- ・育児休業を取得しやすい職場づくりの啓発
- ・仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、専業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発
- ・次世代育成支援対策推進法その他の関係法律、一般専業主行動計画、認定制度及び特定認定制度に関する労働者、専業主、地域住民への広報・啓発
- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集提供
- ・企業における仕事と生活の調和に関する研修やコンサルタント・アドバイザーの派遣
- ・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に付与される認定マーク（くるみん）及び認定特定マーク（プラチナくるみん）の周知、表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価することの促進
- ・育児休業復帰者への情報提供などによる支援
- ・育児期間中過重労働になりがちな女性の負担軽減

## (3) 仕事と子育ての両立のための保育サービスの充実

多様な働き方に対応し、延長保育などの保育制度や放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業など、多様なサービスの提供を促進するとともに、各種事業のPRを徹底します。

また、保育所は、両親がともに働いているなど保育が必要な場合でないと利用できないのが原則ですが、通常の保育とは別に育児疲れや冠婚葬祭など、働くこと以外の理由であっても利用できるサービス（一時保育など）があります。

さらに、保育士や放課後児童クラブの指導員など保育に従事する者の資質の向上に努めます。

### 【具体的な取り組み】

- ・延長保育、乳児保育、障がい児保育、病児・病後児保育の充実
- ・第3子以降の保育料の軽減
- ・多子（双子等）世帯の、保育所入所についての緩和措置
- ・低年齢児受入保育所に対する保育士加配など、保育環境の充実

- ・一時保育の充実
- ・放課後児童クラブの充実
- ・ファミリー・サポート・センター事業の充実
- ・冊子の作成やホームページへの掲載など、各種事業の積極的なPR
- ・男性保育士の導入
- ・保育士、放課後児童クラブ指導員の資質向上のための研修の充実
- ・保育所苦情解決第三者委員の設置
- ・児童福祉サービス第三者評価制度の導入

## 7 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

大山町でも少子化が進むとともに、核家族化も進んでいます。みんなが安心して子どもを産み育てるためには、公的や地域の支えが必要になってきています。

住民の出会いから結婚や妊娠・出産に関する希望を実現するため、出会いから結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進が重要です。

このため、関係部署が連携し、包括的支援体制を確立します。

### 【具体的な取り組み】

- ・町内少子化対策ワーキンググループの設置
- ・子育て世代包括支援センターの設置

## 8 子どもの安全の確保

近年、全国的に子どもが被害者となる事件や犯罪が相次いでおり、住民の不安感が高まっています。通学路、公園、公共施設などにおいては、子どもが犯罪被害に遭わないよう防犯設備の設置などの環境整備をするとともに、子どもたちを地域全体で見守る活動を推進し、子どもを犯罪から守ります。

保育所、学校における不審者対策として、スクール・ガード・リーダーを講師とした防犯訓練を定期的に全保育所、学校で実施し、万が一の際に児童生徒の安全を確保するための取り組みを行います。それに合わせて、登下校時の安全確保のため、全町的な子ども見守り活動を充実させます。

また、子どもを交通事故から守るため、警察や交通安全協会などと協力し、交通安全教室や自転車教室などにより対象年齢に合わせた実践・参加型の交通安全教育を推進します。

さらに、自然災害から子どもを守るため、保育所や学校では、定期的な避難訓練を実施するとともに、台風などにより、緊急に集団下校をおこなう場合の関係機関や保護者への情報伝達を確実におこない、被災の防止に努めます。

### (1) 保育所・学校における子どもの安全確保

保育所・学校では、実態に沿った学校安全マニュアルや危機管理マニュアルを作成し、保育所、学校の安全対策を図ります。

保育士・教職員の安全対応能力の向上のための研修や子どもの安全対応能力の向上のた

めの指導を徹底します。

**【具体的な取り組み】**

- ・学校安全マニュアルの作成
- ・危機管理マニュアルの作成
- ・小・中学校における防犯カメラの設置
- ・さすまたの設置と訓練
- ・不審者侵入を想定した幼児・児童生徒や教職員・保護者を対象にした参加・実践型の訓練
- ・スクール・ガード・リーダーによる訓練、指導、研修
- ・子ども安全教室の開催など、安全能力向上のための指導・研修の推進
- ・緊急の集団下校時における連絡体制の確立
- ・子ども見守り隊の体制強化

\* 「スクール・ガード・リーダー」

保育所、小・中学校で防犯安全指導を行う防犯の専門家

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

道路・公園・公衆便所・公共住宅などの公共施設においては、子どもが犯罪に遭わないよう環境整備と防犯設備の充実に配慮します。

保護者・保育所・学校関係者・地域・警察などが連携を密にし、不審者の出没情報の情報交換などを行い、安全な地域づくりを推進します。

また、ビデオなどを活用し、子どもに分かりやすい手法により不審者への対応方法についての講習会を開催するとともに、緊急時に子どもが駆け込むための「子どもかけこみ110番」運動を推進します。

**【具体的な取り組み】**

- ・青少年育成町民会議などの関係団体や大山地域安全パトロール隊などのボランティアによる自主的な防犯活動の支援
- ・犯罪を誘発するおそれのある施設の構造・設備の改善
- ・防犯灯の整備
- ・住民が安心して暮らせるよう情報の提供
- ・子どもを犯罪等の被害から守るための関係機関・団体との情報交換の実施
- ・防災無線を利用した不審者情報の提供
- ・保護者や協力団体などによる登下校時における見守り、巡回活動の推進
- ・通学路危険箇所の確認と周知及び対策の検討
- ・子どもに対する自主防犯意識の普及啓発
- ・保育所、小中学校、子育て支援センター、放課後児童クラブなどへの防犯ブザー・防犯用笛などの防犯用品の設置
- ・「子どもかけこみ110番」運動の推進
- ・子ども見守り隊の体制強化

\* 「子ども見守り隊」

小・中学生の登下校時にあわせて見守り活動を行うボランティアの取り組み

### (3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

保護者、保育所・学校関係者、警察、関係機関・団体、交通安全指導員、ボランティアなどが連携し、対象年齢に合わせた参加・体験・実践型の交通安全教育、意識啓発、地域の指導者育成をおこないます。

チャイルドシートの購入補助制度のPRとともに、装着の徹底など保護者の意識啓発を進めます。

#### 【具体的な取り組み】

- ・子どもの交通安全教育の推進
- ・自転車の安全利用の推進
- ・参加・体験・実践型交通安全教育の推進
- ・交通安全教育指導者、推進者の育成
- ・交通危険箇所の把握と関係機関による対策協議
- ・チャイルドシートの正しい使用の啓発

### (4) 被害にあった子どもの保護の推進

いじめ、児童虐待、犯罪等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校や児童相談所等の関係機関と連携したきめ細かな支援をします。

## 9 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

児童虐待やDVなどにより、家庭での子育てが困難で支援を要する子どもたち、障がいがある子どもたち、あるいは、ひとり親家庭の子どもたちなどを社会全体で支えるために必要な施策の整備・充実を図ります。

また、児童相談所・児童養護施設・保育所・小中学校・子育て支援センターなど関係機関が連携し、子育て支援・児童虐待・DV防止に関するネットワークづくりを進めます。

### (1) 児童虐待防止対策の充実

多様化、複雑化する相談に対応するため、関係機関との連携を深めながら、児童虐待への早期発見、早期対応、未然防止体制の推進に努めます。児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく児童相談所の介入を求めることが重要です。また、児童虐待防止などのための関係機関による地域のネットワーク形成を進めます。

#### 【具体的な取り組み】

- ・関係機関との連携及び要保護児童対策地域協議会(要保護児童を支援する地域ネットワーク)の活動強化

- ・発生予防、早期発見、早期対応
- ・相談体制の整備や家庭訪問の実施
- ・社会的養護施設との連携
- ・児童虐待対応関係者の資質向上にむけた研修

## (2) DV（ドメスティックバイオレンス）防止と被害者の保護

DVは、それ自体が犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとともに、DVと児童虐待には高い関連性があるとの指摘もあることから、この根絶に向けた活動の推進に努めます。

### 【具体的な取り組み】

- ・暴力をなくす教育・普及啓発の推進
- ・安心して相談できる体制づくりの推進
- ・児童相談所等との連携による安全な保護体制づくりの推進

## (3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の子育ての悩みへの対応、子育て費用の負担軽減など、経済的な自立に向けた相談や情報提供に努めます。

### 【具体的な取り組み】

- ・日常的な相談による支援及び県の総合相談窓口の紹介
- ・日常生活支援事業等など各種支援事業のPR
- ・母子会への支援
- ・父子福祉の向上

## (4) 障がいのある児童への施策の充実等

乳幼児期から学齢期、就労の段階まで特別な支援を要する子どもに対して、個別・具体的に系統だった一貫した支援をおこなうため、保健・福祉・医療・教育・雇用などの関係機関の連携を図ります。

また、療育に関わる関係機関との連携強化を図るとともに、発達支援の必要のある子どもに日常的に関わる教員、保育士などの支援技術の向上に努めます。

なお、町内の放課後児童クラブで、支援の必要のある子どもたちが利用する場合に職員の加配など、困難な課題もありますが、一人ひとりの子どもにとって、最もよい環境は何かを保護者や関係者とともに考えながら、適切に対応していきます。

### 【具体的な取り組み】

- ・妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等による、早期発見、早期治療
- ・乳幼児期から教育相談や就職相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報の提供

- ・教育の場から卒業後の社会生活の場へのスムーズな移行の支援
- ・関係機関の連携強化と支援体制の整備
- ・特別な支援が必要な子どもたちの放課後や長期休業中に活動する放課後児童クラブの運営
- ・学習障がいや自閉症など、発達障がいに対応できる相談機能の充実
- ・発達障がいなどの子どもを支援する保育士や放課後児童クラブ指導員に対する研修の充実
- ・公共的施設のバリアフリー化の促進
- ・住宅のバリアフリー化促進のための各種支援制度の周知

#### (5) 障がいのある方への子育て支援

障がいがあっても安心して子育てができるようにするため、障がいの状況に応じて子育てに関する適切な情報が入手できるよう配慮するとともに、保健・福祉・医療・教育・雇用等の関係機関が連携して、ケアマネジメントにより適切な相談・支援をおこなうことができる体制の整備を図ります。

#### 【具体的な取り組み】

- ・障がいのある方への個別のニーズに応じた支援の推進
- ・自立支援医療の給付
- ・保健・医療・福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実
- ・児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通して地域の障がいのある児童等特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援に努める

## 第4章 計画の進行管理

### 1 計画の進行主体と連携の強化

本計画の推進にあたって、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

### 2 計画の進行管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。

点検・評価にあたっては、「大山町子ども・子育て会議」が行い施策の改善につなげます。

大山町子ども・子育て会議委員

氏名	区分	団体機関・役職名等
村岡 智美	保護者	大山きゃらぼく保育園愛育会
下嶋 由佳	保護者	子育てサークル代表
金川 徹	保護者	小学校PTA連合代表
汐田 康子	子ども子育てに関する事業に従事するもの	中山みどりの森保育園
柴田 智恵子	子ども子育てに関する事業に従事するもの	児童クラブ指導員代表
小谷 篤子	学識経験を有するもの	主任児童委員
鷺見 寛幸	学識経験を有するもの	小学校長代表
山根 浩	行政機関の職員	教育長
金田 夏美	行政機関の職員	保健師
小西 正記	町長が必要と認める者	副町長